

【NACCSの海上・航空共用化】
これまでの説明会やお電話等で
多く寄せられたご質問

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
ソリューション事業推進部

【2017.2.24】

【NACCSの海上・航空共用化の推進】

- Q1 海上・航空共用化の手続きは、誰が行う必要がありますか？
- Q2 海上・航空共用化の手続きを行うと、回線料金は変わりますか？
- Q3 海上・航空共用化を行うと、これまでの業務処理は変わりますか？
- Q4 海上・航空共用化の手続きは、いつまでに行えば良いですか？
- Q5 通関業者、保税蔵置場が、海上・航空共用化の手続きを行うにあたり、税関への事前相談や申込み手続きのタイミング等留意する点がありますか？
- Q6 海上・航空共用化の契約変更手続等は、どのように行うのですか？
- Q7 パッケージソフトの入替の際に留意する点がありますか？
- Q8 海上・航空共用化の手続きに関する問合せは、どこに行えば良いですか？

Q1 海上・航空共用化の手続きは、誰が行う必要がありますか？

A1 海上システムをご利用のお客様で、現在、航空貨物の業務処理を行っている場合、また、今後、航空貨物の取り扱いを予定されている場合には、「海上・航空共用化の手続き」が必要となります。

保税蔵置場及び通関業者の方々にご対応を進めていただく必要があります。加えて、税関官署においても航空システム対応が進められているところです。

(注)管轄税関官署が航空システム対象官署となっていること(またはシステム対応予定)を確認してから手続きを進めてください。

財務省関税局・税関では、平成29年4月1日(土)より、原則として全ての税関官署に海上・航空双方のシステムを導入することとしていきます。

Q2 海上・航空共用化の手続きを行うと、回線料金は変わりますか？

A2 基本的には回線料金に変更は生じません。

インタラクティブ処理方式等の一般NACCSについて、回線の保守時間帯を現状どおり「平日9:00～18:00」でご利用いただく場合は、回線料金に変更は生じません。

また、netNACCSのご利用であれば、回線料金が発生していないため、料金に変更は生じません。

Q3 海上・航空共用化を行うと、これまでの業務処理は変わりますか？

A3 例えば、これまで海上システムで「輸入申告(IDA/IDC)」業務に先行して、「システム外搬入確認(BIB)」業務を行っていた場合、これに替えて、航空システムで「搬入確認登録(BIN)」業務を実施していただくことになります。

また、海上システムと航空システムとでは、業務フローやNACCSパッケージソフトの入力画面・入力項目が大きく異なります。さらに、保税蔵置場の管理統計資料に航空システム分が加わる等の変更があります。

(参考)

NACCS掲示板の第6次NACCS情報の「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページに海上・航空共用化に関する仕様変更対象業務の一覧や海上システムと航空システムのパッケージソフト入力画面の相違点等の情報を掲載しています。

「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ

URL: <http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html>

Q4 海上・航空共用化の手続きは、いつまでに行えば良いですか？

A4 本年7月から実施予定の総合運転試験前までには、海上・航空共用化の対応を終えていただく必要があります。

回線の変更を伴う場合には、そのための準備期間も要しますので、ご案内するスケジュールに沿ってご対応を進めていただくようお願いいたします。

netNACCSを新たにご利用される方は、本年5月17日（開始日：本年6月1日）までに契約手続きを行ってください。

また、専用回線を新たに追加する場合には、本年2月28日までに契約手続きを行ってください。

（参考）NACCS掲示板の第6次NACCS情報の「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページにNACCSのご利用に関するスケジュール表を掲載しています。

「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ

URL: <http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html>

Q5 通関業者、保税蔵置場が海上・航空共用化の手続きを行うにあたり、税関への事前相談や申込み手続きのタイミング等留意する点がありますか？

A5-1 海上システムへ参加している保税蔵置場が航空システム対応としてNACCSに参加するためには、税関側でシステムの設定を要する場合がありますので、海上・航空共用への変更手続きを行う前に、必ず、税関へご相談ください。
具体的な取扱いは管轄税関の保税部門にご確認ください。

A5-2 保税蔵置場が海上・航空共用化の対応を行わなければ、後続する航空貨物の航空システム処理は実施出来ません。

ただし、保税蔵置場が共用化の対応をして貨物の搬入を航空システムで実施しても、通関業者も共用化の手続きを終えていなければ航空貨物のシステム処理が実施出来ません。

以上のことから、両者の手続きのタイミングを考慮し、関係者間で連絡をとり合って海上・航空共用化の対応を進めていただく必要があります。

皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

Q6 海上・航空共用化の契約変更手続等は、どのように行うのですか？

A6 手続きは三つの段階に分かれます。

①ご希望の利用開始日のご確認

②NSS(NACCSサポートシステム)による利用者コードのシステム区分の変更等の申込み及びシステム設定調査票の提出

③パッケージソフトの入れ替え、保税地域関連情報登録(UBA)等

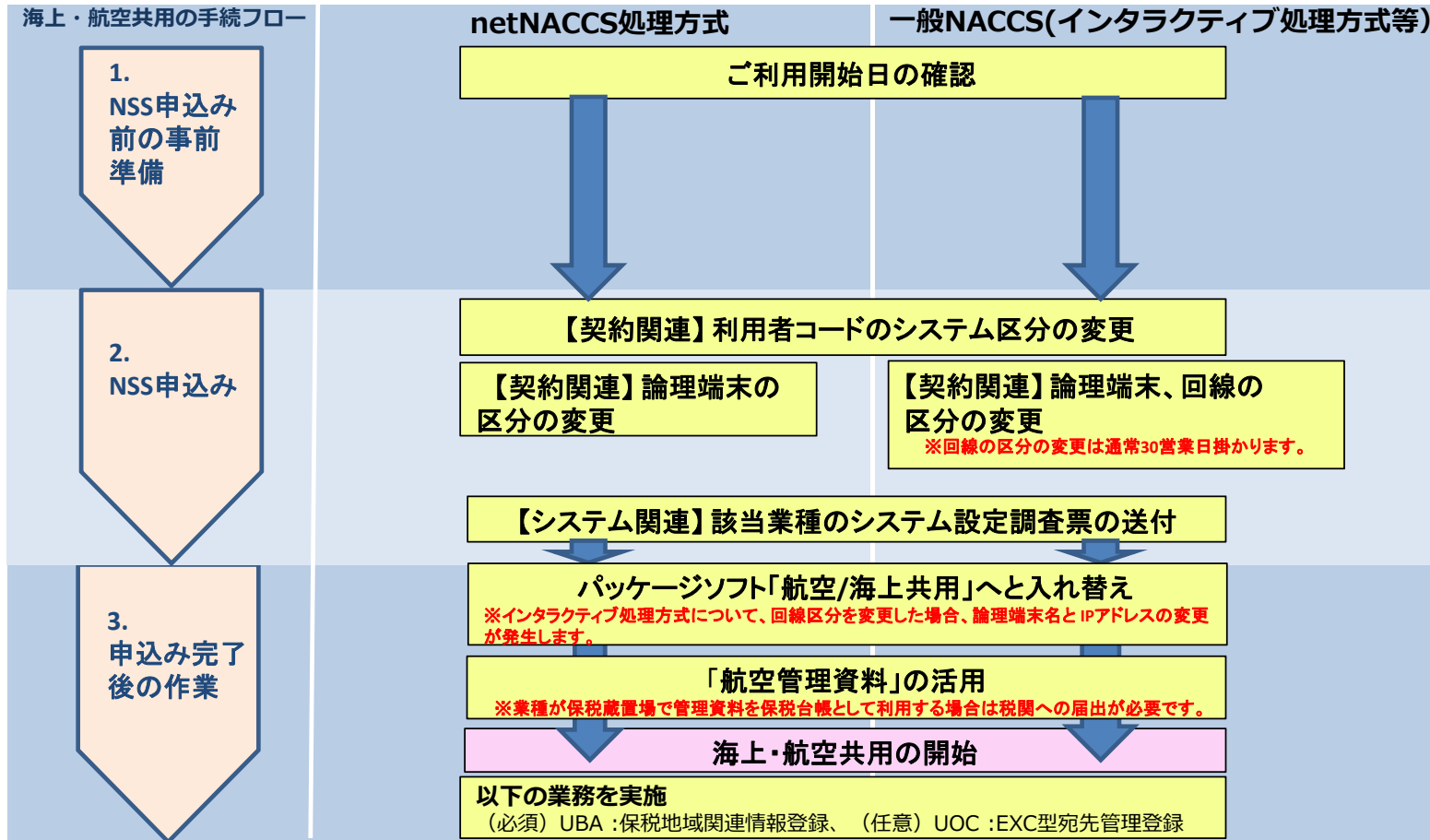
なお、netNACCS処理方式とインタラクティブ処理方式等の一般NACCSでは変更手続きが異なりますので、お客様のご利用状況で必要となる手続きをご確認していただくようお願いいたします。

(参考) NACCS掲示板の第6次NACCS情報の「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページに[netNACCSとインタラクティブ処理方式に分けた「海上・航空共用化」のNSS申込手続きガイド](#)を掲載しています。

「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ

URL: <http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html>

Q6 海上・航空共用化の契約変更手続等は、どのように行うのですか？
 (参考)海上・航空共用への変更手続フロー



Q7 パッケージソフトの入替の際に留意する点がありますか？

A7 「海上」のパッケージソフトを利用しているのであればアンインストールして頂き、改めて「海上航空共用」のパッケージソフトをインストールして頂く必要があります。

NACCS掲示板の第6次NACCS情報の「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページに海上・航空共用化に伴うパッケージソフトの入替え手順を掲載しておりますので、
詳細は、こちらをご覧ください。

「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」専用ページ

URL：<http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html>

Q8 海上・航空共用化推進の手続きに関する問合せは、どこに行えば良いですか？

A8 本件に係るご質問等は、お手数ですが以下の連絡先までお願いいたします。また、ご質問をお問合せフォームにおいても受け付けています。メールによるお問い合わせをご利用いただきますと、電話口でお待ちいただくことなくお仕事のご都合に合わせてお問合せいただけますので是非「お問い合わせフォーム」を利用したメールによるお問い合わせをご利用ください。

◆ お問い合わせフォーム：<http://www.naccscenter.com/inquiry/form10/42/>

◆ ソリューション事業推進部

対応時間：月曜日～金曜日 09:00～18:00（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。）

お客様サポート課 TEL:044-520-6280

東海事務所 TEL:052-654-6511 関西事務所 TEL:06-6446-3812 九州事務所 TEL:092-441-7825